

さぬき市障害者差別解消条例検討委員会（第2回）会議録【要旨】	
日時	平成30年12月21日（金曜日）13時30分～15時00分
場所	さぬき市長尾支所 3階302会議室
出席者	<p>[委員] 計8名 吉田委員（委員長）、六車委員（副委員長）、岡村委員、小倉委員 眞子委員、森委員、上原委員、久米委員</p> <p>[事務局] 計5名 健康福祉部：間島部長 市民部人権推進課：山田課長 健康福祉部長寿障害福祉課：藤井課長、山本主事、岩見副主幹</p>
欠席者	<p>[委員] 計3名 井原委員、蓮澤委員、笠井委員</p>
傍聴者	計0名
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員長あいさつ</li> <li>3 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例素案について</li> <li>(2) 今後の予定について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4 閉会</li> </ol>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ さぬき市障害者差別解消条例 第1回検討会の主な協議論点について</li> <li>・ 障害を理由とする差別に関する相談の流れ</li> <li>・ さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> </ul>
会議の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議の成立 事務局より、さぬき市障害者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。</li> <li>2 会議の公開の決定 事務局が、さぬき市附属機関等の会議の委員の構成及び会議の公開に関する指針の規定に基づいて、会議の公開について諮り、全ての委員の了承を得て、公開することに決定した。傍聴人の出席は無し。</li> <li>3 委員長挨拶 吉田委員長より挨拶を行った。</li> <li>4 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例素案について 《事務局より、資料「第1回検討会の主な協議論点について」に基づき前</li> </ol> </li> </ol>

	文の修正案を説明》
(委員)	前回欠席していたので申し訳ないが、あえて「区分、排除、制限」というかなりきつい言葉を入れている理由を聞きたい。また、県や他市町の条例には「差別的取扱い」という表現は無いので、入れた理由を聞きたい。県条例では「差別的取扱い」はすべて事業や事務を行うにあたって、こういう「取扱い」という表現にしている。この条例案の前文では「取扱い」という言葉が障害のある人に係るようになるので、何か間に言葉が要るのではと思う。
(事務局)	この「区分、排除、制限」という表現は確かに県や他市町の条例には無いが、国の基本方針に有ったのでその表現を採っている。
(委員)	「差別的取扱い」については「拒否、制限」といった言い方はあるが、誤解を生むような文言は削除したほうが良い。
(委員)	何か物に対する表現に感じる。少し誤解を招くのではないか。
(委員)	あくまで事務とか事業に対しての言葉であって「取扱い」という言葉が人に対するものと捉えられないか。
(委員)	前日も話したが、個人的に言うとな「区分、排除、制限」というのは、現実には障害者の方が経験していることである。「取扱い」という言葉が人に対して使えないのであれば、何か他にないか。
(事務局)	差別的な対応とか。
(委員)	実際、差別的な対応はある。実際、排除されたりすることもある、車いすだから入ってはいけないとか。
(委員)	「差別的取扱い」を外してはどうか。今言ったように制限等は絶対あるのだから。「区別、排除、制限等がいまだに存在している」これは絶対に入れておくべきだと思う。受け取る人によってきつく感じるかもしれないが、我々障害者からすれば、現実はまだ存在しているのだから。2年前に障害者差別解消法が施行されても、いまだに当事者からの差別の相談を私も受けている。「取扱い」という言葉が誤解を招くのであれば、これを削除して「不当な区別、排除、制限などによる差別が存在します」にしてはどうか。
(委員長)	それでは「しかし、依然として障害がある人に対する不当な区別、排除、制限などによる差別が存在しており、」でいかがか。では前文については、先ほどのように修正した案とする。
	《事務局より第2条定義のうち、障害者の定義について修正案を説明》
(委員)	難病の方がすべて障害者ではないということか。難病ではないが、障害者ではないという方はいるのか。
(事務局)	難病患者のうち障害者手帳を取得していない方も多くいる。
(委員)	難病の指定が増えている。今、障害者手帳の話が出たが、手帳を取得していない障害者の方もいる。障害者差別解消法では、県のガイドブックを見ても手帳を持っている人に限っているわけではない。県条例にも書いている。
(委員長)	難病の記述を入れる案2を採択するという事によろしいか。
(委員)	私たちはこういうことを見たり聞いたりする機会があるので、「その他の心身の機能の障害」とあっても難病も含まれているのかなど、なんとなく想
(事務局)	

(委員)	像ができるが、一般の方がこの文言を見た時に難病の方が含まれているということを見取るのは難しい。そのため難病の記述が入っている方が良いかと思い、前回の委員会で提案させていただいた。
(委員)	前文では「障害のある人」で、本文では「障害者」となっているが統一したほうがいいのではないか。また、「障害者」では大人だけを指すのではないか。
(事務局)	あえて前文ではやわらかい解りやすい表現、本文は法律の用語に意図的にしている。当然、障害者には障害児を含むものであるが、あえて「子どもも含む」という説明を入れるかどうか。 障害者のうちの18歳未満が障害児であるので、現行通りの表現で支障ないと認識している。
(委員長)	では案2を採択する。
(事務局)	《事務局より第2条定義のうち、市民の定義について修正案を説明》 参考の項目にあるように、定義規定は法や条例の中で、この言葉はこういう意味であると言うことで統一して使う説明となっている。この定義規定で「市民」には通勤通学者を含みますよと定義したら、この条例の中ですべてその意味で使っていると言うことになる。その定義規定を市民だけではわかりにくいので「市民等」にするのであれば、全てを「市民等」に変える必要がある。また、「市民等」に変えた場合は、例えば前文を「市民」で置いておくのであれば「市民」と「市民等」は違う言葉であるということで、またその説明が必要になる。一応事務局としては、さぬき市内で日中を過ごす人はすべてこの条例の対象になると定義した上で、「市民」という言葉で全文を通してはどうかと考えている。案1から案4までの方法を提案させていただいた。
(委員)	いろいろな条例があって、「市民」の定義も整合性が無かったらいけないのでは。資料で配布されている「人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」でも「市民」となっているので「市民」の方が良いかと思う。
(事務局)	これは「市民」の定義はしてないので、一般的に考えたらこの条例では住民票のある人だと思う。
(委員)	それは、この条例ではこういう定義です、とそれぞれ決めてよいということか。
(委員長)	まず、この「市民」という言葉が、基本的に通勤通学者を含む者でよろしいということについて、皆さん一致していると言うことでよろしいか。
(委員)	余所の条例では旅行者までも含むものもある。
(委員)	もう一つの視点として知っていただきたいのは、さぬき市内にある障害者支援施設に入所している人について、住民票を移してなくても市内に居住しており、「市民」という位置づけは持っていただきたい。
(委員長)	基本的に通勤通学者、施設利用者なども入ると言うことだが、それをどう表現するか。

(委員) (委員長)	「市民」に全部入るなら「市民」でいいと思う。 では案1を採択する。
(事務局)	<p>《事務局より差別の禁止の条項を追加について修正案を説明》</p> <p>提案というか、叩き台の中で検討いただきたいが、先ほどの「人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」の制定にあたり、禁止条項を入れるかどうかという議論はその時にしていなかったようだが、結果的に市民の責務として差別はダメですよという条項を入れている。この条例については、基本的に全ての人権課題について網羅しているものと認識している。今回の条例について、「禁止」と言う言葉は非常にきつい言葉であり、障害を理由とする差別をしてはならないと言うのは当然のことである。市民の責務という考え方で「禁止」ではなく、「責務」という段階で置いておくのも一つの案として考えていただきたい。</p>
(委員長)	障害を理由とする差別の禁止は、当然の市民の責務ということから「責務」ということで追加してはどうかということによろしいか。
(委員)	障害者差別解消法では、国や行政機関には合理的配慮をする義務、差別をしてはならないという義務があるが、一般の方にも努力義務はある。それであれば、市民に対して「禁止」というのは確かにきつい言葉と感じる。新しく禁止の条項を作るよりも、基本理念に入れる方が「責務」ということが伝わるかもしれない。それでも、この一文「すべて者は、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。」は入れてほしい。
(委員) (事務局)	昔は、障害のある人と一緒に学んだということがあるが、そういう機会も無かったら、いったい何が差別かと言うことも分からない。まず関心を持ってもらうことが必要である。下手に触らない、無関心、避けると言うのが一番よろしくない。この条例が、理解してもらおうきっかけになればと思う。ただ、事業主などはしっかりと理解してもらいたい。
(委員)	それであれば、案1の方が良いと思う。
(委員)	具体的なことがこれだけでは解らないので、「禁止」と言ってしまうと、一体どのような行為を禁止するのかという発想になる。
(事務局)	この条例が出来たらこれで終わりではなく、啓発はしていかなければいけない。
(委員)	例えば、この条例のガイドブックなどを作って、補完していく必要がある、解りやすく解説するなど。
(委員)	差別の事例についてもパンフレットに入れるとよい。
(委員)	既にそういったものも有る。具体的に書きすぎたら、それ以外は違うのかということになる。
(委員長)	基本理念の中に入れると言う案1でよろしいですか。
(委員)	法律に合せたらいいと言う意見もあるが。
(事務局)	法律には、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止と事業者における障害を理由とする差別の禁止という項目はあるが、国民に対しては無

(委員長)	<p>い。</p> <p>ちなみに法律上のルールと言うか解釈で、この「者」は、自然人、要は我々人間だけを指すのではなく、法人、団体もすべて含んでいるということになる。他の表現と併せて「全ての者」という表現にしている。</p> <p>それでは案1を採択する。</p>
(委員)	<p>《事務局より第6条事業者の役割の修正案を説明》</p> <p>むしろLGBTの人の保障のためにも「障害者の性別…に応じた」という言葉はあった方が良くと後で考えた。心と身体の性別が違うなど、そういった場合に外見ではない、本当は男、本当は女といったところを尊重するという意味で「性別」はあった方が良くと思う。</p>
(委員)	<p>まだまだ男性社会で、女性の進出を阻むいろんな慣習も多い。女性特有の複合的な要因もあるので配慮は必要であり、「性別」は入れた方が良く。</p>
(事務局)	<p>この表現について、解りにくかったのでもっと噛み砕いて考えてみると、障害者の性別に関係なく合理的配慮が必要であるということなので、「性別」という文言はあってもいいのではないかと考える。</p>
(委員長)	<p>では、案1を採択する。</p>
(委員長)	<p>《事務局より第9条相談体制の修正案を説明》</p> <p>事務局より、守秘義務の条項を追加する修正案が示されたがいかがか。</p>
(委員)	<p>「秘密」ではなく、「個人情報」とすべきではないか。</p>
(事務局)	<p>これも法律用語なので「秘密」が適当。秘密漏えいなど。</p>
(委員)	<p>介助者の秘密の漏えいについては？抜け落ちやすいところと思うが。福祉の事業者の方に聞いた方が良く。</p>
(委員長)	<p>事業者については責務がある。</p>
(事務局)	<p>他の事業の秘密を守る義務は、それぞれの規定や契約の中で謳われている。ここは相談業務に関する条項になる。他の人が秘密を漏らしていいかということにはつながらない。</p>
(委員長)	<p>それでは修正案を採択する。</p>
(委員長)	<p>《事務局より「障害を理由とする差別に関する相談の流れ」の説明》</p>
(事務局)	<p>《事務局より条例の名称について説明》</p> <p>案1から案3まで示したが、選択肢としては元の「さぬき市障害者差別解消条例」というのもあるので。</p>
(委員)	<p>案3について「福祉」を「社会」と言う言葉に置き変えてもいいのではないか。香川県の条例にもあるので。福祉のまちという感じが狭い感じがする。自分には関係ないと感じる人もいるのではないか。</p>
(委員)	<p>「共に」「共生」「社会」といった言葉はあった方が良く。</p>
(委員)	<p>千葉県条例では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例となっている。</p>

(委員長)	松江も「共に住みよい」となっている。
(事務局)	この3つから選ばなくても、例えば案1と案2をばらして付けると言うのでも構わない。
(委員)	「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共生社会を目指すまちづくり条例」というのはどうか。共生社会という言葉をつけるのであれば、案1につけるのが良い。
(委員)	岩手県の例ですが、障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県福祉条例としている。「共に学ぶ」とある。医療モデルと社会モデルなどよく言うが、いろんな差別を生む原因となったのは、制度上の社会的な事情によるやり方が誤っていたからと言うことが世界的に言われている。その制度を改めていくことによって国民の認識も修正していくということなので、学び合うと言うことは必要。差別を無くしていくということも大事だが、そのために障害のある人、その家族が声を上げることが必要。差別を無くしてくれるだろうでは前に進まない。こういうところがおかしい、こういうことを直してほしいと。障害があるからと我慢する人が多い。受け入れてしまっている。差別と感じなくてそのまま麻痺している。そう意味では学ぶべきという姿勢は必要である。
(委員長)	学校とかでも障害児のある子どもがいたり、けがをして車いす生活とか、そういう子がいた学年は皆優しい。
(委員)	わが子はさぬき市の学校では初めてというくらい重度で、知的に障害があるし、体も寝たきりに近いのにといい子ですが、お陰様で今でも同級生は優しい。
(委員長)	そういう意味では福祉教育と言うか、そういう自然な共生社会というか、それがいかに大事かと。
(委員)	昔からさぬき市は、障害のある子も普通の地域の学校でと言う流れが強かったと聞く。それもあって地域の学校に入りやすかった。
(委員長)	今出ているのは「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共生社会を目指すまちづくり条例」と「さぬき市障害のある人もない人も共に学び共に生きるまちづくり条例」「さぬき市障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会づくり条例」という案が出ている。
(事務局)	先ほどの案を引っ付けるとしたら「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる共生社会のまちづくり条例」となるが。
(委員長)	「共に生きる」と「共生社会」が被る。また、「社会」と「まちづくり」も被るので「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」でどうでしょうか。 それでは素案の内容に関する審議は以上となる。委員の皆さんから、幾つかの御意見が出されたので、事務局においては、これら委員の意見を反映させて、今回提示した条例の素案に加筆・修正することを求める。
	(2) 今後の予定について 事務局より今後のスケジュールについて説明した。パブリックコメントの

	<p>結果によっては、第 3 回の検討委員会を開催する可能性もあるので、その際は 1 月半ば過ぎに開催の有無、開催日を通知することを説明し、了承を得た。</p> <p>(3) その他</p> <p><b>8 閉会</b> (終了)</p>
--	---